

(第一類 第十五号)

第一回國會 通信委員會會議錄 第十八号

(七〇三)

昭和二十二年十一月十一日(火曜日)

午後二時十五分開議

出席委員

委員長代理 重井 鹿治君

委員 天野 久君

海野 三朗君 大石ヨシエ君

堀川 靜雄君 片島 港君

成田 知巳君 野上 健次君

千賀 康治君 田島 房邦君

長谷川俊一君 長谷川政友君

多田 勇君 直次君

林 百郎君

出席政府委員

逓信政務次官 推照 三郎君

逓信事務官 小笠原光壽君

逓信事務官 山戸 利生君

委員外の出席者

専門調査員 吉田 弘臣君

十一月十日

特定郵便局に関する陳情書(千葉縣 野田町高木虎尾)(第五四八號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

郵便法案(内閣提出)(第八二號)

○重井委員長代理 これより會議を開きます。

前會に引續き郵便法案を議題として質疑を續行いたします。前會における千賀委員よりの損害賠償に関する質疑に對して政府側の説明を聴取いたしま

す。

○小笠原政府委員 前會御質問のごとくいたしました一つは、山嶺争議のような争議行為の結果として損害を生じた場合

において、逓信官署はその損害を賠償するかどうか。それからもう一つは、合法的な争議行為によつて損害が発生した場合において、逓信官署はそれに對して賠償の責に任ずるかどうかといふ點につきまして御質問がございま

す。その後研究いたしましたのでござい

ますが、何分にも労働關係の法制はき

めて最近において制定されておしま

して、またこれに関する具體的な問題が

裁判所において取上げられております事

例も未だほとんど少い關係上、これ

らの問題は終局においては裁判所の

判決によつて確定する次第でございま

すから、ただいま一應研究いたしまし

た結果を申し上げてお答えにいたした

いと思ひます。

郵便關係の損害賠償につきまして、郵便物の取扱ひ、郵便物を公衆から引受けて配達するといふことにつきま

り、その損害を賠償する。その一とい

ますので、この場合には六十九條の免責の規定によりまして、損害を賠償し

た場合に、今後いろいろの場合によつ

第一類第十五号 通信委員會會議錄 第十八号 昭和二十二年十一月十一日

りの説明を聴取した後、第二章についての質疑に入りたいと思います。では、政府側の第一章総則に對する説明を聴取いたします。

○小笠原政府委員 この郵便法の構成は、お手もとに差上げました新舊對照表を御覽になりますと、非常に簡単にわかります。

第一章総則で總論的なことを規定いたしました。第二章で郵便物とはどういふものか、また郵便物の種類はどういつたようなものか、並びにその料金はいくらであるかというようなことを規定いたしました。第三章では郵便に關する料金につきまして、その納付及び還付について、第四章は郵便物の取扱ひにつきまして必要な規定を網羅いたしました。第五章は郵便物の特殊扱、第六章は損害賠償、第七章は罰則、こういふふうに分類いたしましたのであります。

この第一章の第一條でございますが、第一條はこの法律の目的を規定いたしましたのであります。すなわちこの法律は郵便のサービスをなるべく安い料金で、あまねく、しかも公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする、これが郵便法の目的であります。

第二條は、郵便の國營及び逓信大臣の職責について規定いたしましたのであります。郵便の國營につきましては、従来の現行法におきましても、法の第一條に「郵便は政府の管理する」といふように規定されておりました。同時に現行法の第二條で「何人ト雖信書ノ送達ヲ營業ト爲ス」と得ず、逓送營業者、其ノ代表者又ハ代理人其ノ他ノ從業者ハ其ノ逓送方法ニ依リ他人ノ爲ニ

信書ノ送達を爲ス「ト得ズ但シ貨物ニ添附スル無封ノ添状又ハ送状ハ此ノ限ニ在ラス」ということで、政府の事業であることを意味しておるのであります。新しい法案におきましては、第二條におきまして、前回の委員會におきまして大臣から御説明申し上げましたように、郵便事業は國の行方事業であるというのを法律に明瞭に規定いたしますと同時に、その管理主體が逓信大臣であるということも明確にいたしましたのであります。それから逓信大臣の職責につきましては、本來官制によつて規定せらるべき事柄でございますけれども、郵便法案は郵便に關して基本的な性格を與えるという意味におきまして、逓信大臣の郵便事業管理上の職責がいかなるものであるかというのを、この法律に規定することが適當と考えまして、第二條第二項にそれを規定いたしました次第でございます。すなわち「逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。」「一は郵便に關する條約及び法律に従ひ、省令を發すること。」これも行政官廳法にあるわけでございますけれども、特に郵便に關しましてこの規定を入れたのであります。これから第二條は「法律に觸れない範圍において、郵便局を設置し又は廢止し、郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。」第三條は「郵便物の取集、遞送及び配達に關する施設をすること。」第四條は「郵便の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。」この第四條も行政官廳法にあるわけでございます。二號、三號、五號、六號といつたようなものはすべて本來官制的な規定でありまして、また當然

のことでございますが、先ほど言つたような趣旨でありまして同時に、最後に漏れなく包括するために「前各條に掲げるものを除いて、郵便に關し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。」というようにいたしました次第でございます。

第三條は逓信大臣の職權の委任、これは「逓信大臣はこの法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができきる。」この郵便法案におきましては、すべて原則として、權限の主體を逓信大臣としたしまして規定いたしましたので、その權限を逓信局長または郵便局長に委任し、しかもこれは對外的に對抗するためには、この條文を必要といたしますので、この規定を設けた次第でございます。

第四條は郵便の業務に従事する官吏のことを規定いたしましたのであります。これは「郵便の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項並びに特定郵便局長の郵便局の運営に關する事項は、この法律でこれを定めず、別に法律でこれを定める。」すなわち一般の官吏につきましては、先般制定せられたる國家公務員法に規定されておるわけでございます。現業廳の職員については、特別職として國家公務員法は直接は適用されません。しかるが當然現業廳の職員に對する特別法ができるわけでございます。それがこの第四條は示しておるところでございませぬ。

第五條は事業の獨占でございますが、「何人も、郵便の業務を業とし、又國の行方郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。但し、逓信大臣が、法律の定めるところに従ひ、契約により逓信官署のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。」すなわち、たとえば東京都内を走つておる赤自動車、つまり郵便物を運送しておるものですが、あゝいふものは郵便の業務の一部を行つておりますが、これは法律の定めるところに従ひ、契約によつてやつておるもので、そういう場合は差支えないけれども、それから差支えないのは、郵便といふものを國以外のものはやつてはいけない。さういふわけでありませぬ。そこで郵便とは一體何かというところになります。私どもは郵便といふのは、信書の送達並びに信書の送達を取扱ふ機關による信書以外のものの送達並びにこれに附帶する業務を稱して郵便といふふうに分類してございませぬ。その業を國以外のものがやつてはいけないという趣旨でございます。すなわち事業の獨占の主體になつておるのでございます。この獨占を侵した場合には、この第七十六條に事業の獨占をみだす罪という罰則の規定があるのであります。第五條の規定に違反した者は、これと三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。というところになつておりました。國の獨占權を保護しておるわけでございます。それから第五條の第二項は「何人も、信書の送達を營業としてはならない。」たとえ郵便といふ名稱でやらないでも、信書の送達を營業してはいけないのであります。營業としない場合、すなわちある會社の本店と支店との間において、その會社の關係の書類を送る。自分のところの使用人をして、本店から自分

の支店にあつた信書、書類を運ばせるということは、これは營業としておるのではありませぬから、その場合に差支えないと考へておる次第でございます。それから「逓送營業者、その代表者又はその代理人を他の從業者は、その逓送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。但し、貨物に添附する無封の添状又は送状は、この限りでない。」貨物を送り出す場合には、これに添状または送状といふものをつけるのが一般の慣習でございます。これも信書であるがゆゑをもちつて禁止することは、一般の慣習に即しませんので、貨物に添附する添状送状は特にこれを認めることにいたしますが、それ以外のものは逓送營業者が逓送方法によつて他人のために信書の送達をすることは、その信書の送達がたとえ營業でなくとも、逓送營業者のやる場合にはいけないというふうな規定でございます。これは現行法の第二條第二項並びに第三項とまったく同じでございます。

第六條は利用の公平でございますが、これは憲法の十四條に「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」という規定がございませぬが、その趣旨に則りまして「何人も、郵便の利用について差別されることのない。」ということを、この法律に明記することにいたしました。考へたのでございませぬ。第七條は利用の制限及び業務の停止でございますが、逓信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合にございまして、重要な郵便物の取扱ひを隨



の規定がなくてよきとして支障がないと考えられます。一面一般の金融機關その他に關しましては、かような民法の規定を特に排除しておるような規定がないわけでございますので、郵便事業につきましても、一般の私企業の場合と同様の取扱ひをすることにいたしました。この規定を削除することにいたしました次第でございます。

○重井委員長代理 第一草案總則に對する質疑に入ります。質疑はこれを許します。堀川君。

○堀川委員 今の御説明で大體よくわかりましたが、私は三點ほどお伺ひいたしました。それは郵便の定義という問題であります。これは先ほどの御説明によりまして大體わかりましたけれども、この條文に郵便の定義をやはり掲げておく必要があるのではないかと考へる次第であります。

次に第五條の事業の獨占のところでありまして、信書の送達という問題につきまして、やはり現在鐵道弘濟會でやつてをりますメツセンジャーあたりが、事實上において信書の送達をやり、料金をとつておるわけでありまして、さういふ場合はやはり事業獨占の違反になるわけでありまして、さういふことをどうするか、この點を伺ひたいのであります。

その次に第八條の檢閲の禁止でありまして、この檢閲の内容がわからないのであります。どういふことが檢閲になるのか。七十七條には郵便物を開いた場合の罪という規定がありますけれども、これが檢閲の場合の罰則に當るのか、さういふような點が明確ではありません。第九條その他の場合には罰則規定が明瞭に載つておりますが、第八條には罰則規定がつきり掲げられていないのであります。従つて檢閲という言葉の内容をもう少し具體的に説明していただきたいと思ひます。以上三點を簡單にお伺ひいたします。

○小笠原政府委員 郵便の定義を規定してはどうかという第一點の御質問でございますが、この點は現行郵便法において、郵便とは何ぞやということも、規定の上には現われておらないのであります。新しい郵便法案におきましても、必ずしも定義をあげることは必要がないように考へられますので、むしろ學問的な問題になるこの定義は、法律の字句として規定することを避けた次第でございます。

それから第二點の鐵道弘濟會による信書の送達というお話がございましたが、私は實は鐵道弘濟會が信書の送達をしてはどうかか存じなかつたのであります。いずれにいたしましても、この新しい法案にございまして、營業としてやることを禁止され、現行法におきましても禁止されておる。鐵道弘濟會のはたして信書の送達であるかどうか、またそれが營業であるかどうかという點は、今後研究いたして、みなければならぬと思ひます。

それから最後の檢閲でございますが、これは憲法上にも、檢閲はこれをなしてはならない、かように規定されておるのでございまして、その檢閲とは何ぞやといふことは、これまで解釋に關られておる次第でございます。従つて新しい郵便法におきまして、ここに檢閲の内容を法律的に明文で提示することを避けまして、解釋に關つた次第でございますが、大體におきまして、私もこの郵便法案が制定されました場合にどういふふう

用するつもりでおるかという點になります。大體檢閲と申しますのは、本人の意思に基かないで、國家の權力的な行爲によつて、その人の思想や、あるいは發表の自由を制限するやうな意思をもつて、内容を價值判斷するやうなことを、さういふやうなことがいわれる。檢閲の比較的顯著な場合でないかと考へておる次第でございます。

○堀川委員 さうすると第七十七條の罰則と、どういふ關係がありますか。

○小笠原政府委員 今の檢閲に關する第八條の規定は、これは國の行爲としてやる問題でございますから、檢閲はこれをなしてはならない。すなわち法律上合法的檢閲といふことは、絕對にあり得ないわけでありまして、従つていかなる場合にも檢閲といふものはないわけでございます。たまたま、それにならぬことがあれば、すなわち從業員が郵便物を開いて中を讀んでみるというやうなことがかりにあつたと假定すれば、さういふ場合は國の行政機關の問題としてよりも、郵便事業に従事する者の不法行爲として規律される問題になつてくると思へます。かような意味におきまして、さういふ正當の事由なくして開致す、さういふ場合には、七十七條のこの罰則の適用を受けるものと思へる次第であります。

○重井委員長代理 第一章に對する質疑は伺ひたいと思へます。

○多田委員 第一條の法律の目的についてでございますが、郵便の業務をなすべく安んずる、あまねく、公平に提供するというやうに規定されております。このなるべく安んずる、公平に行うこと、次の郵便の事業が國の行爲であるという規定との關連でござ

ざいますが、これは國が郵便の業務を行うことが最も安んずる、公平に行うことができるやうな考へ方で、この規定ができたものであるかどうか。その點についてお伺ひしたい。

○権熊政府委員 もと／＼郵便を國がやるというところは營業事業であるので、やらないでございまして、公共事業だと考へておるのであります。従つて國民全體に影響を及ぼす信用を確保する大體な事業でございまして、營業上に觀點を置かずになるべく安んずる、公平に行うという考へ方から考へておるのであります。

○多田委員 ただいまの御説明で了承いたしました。さういふことは、私も私どもの考へ方からいたしましたれば、國で行う事業によつてなるべく安んずる、公平に、しかも公平に公共の福祉を推進するために郵便事業が行われるのであります。すなわち、郵便事業による収入によつて、郵便事業の經營を維持するといふやうな獨立採算制の考へ方、はたして郵便の事業の性格そのものに適合するかどうかといふことについては、非常に疑問がもたされるわけでありまして、先ほど新聞紙上の報道するところによりますと、現在通信事業の特別會計を、さらに郵便あるいは電信電話等、個々の營業の事業に分離いたしまして、獨立採算制をとられるやうに報道されておるやうなことが、さういふ特別會計といふものを分離いたしますと、郵便事業そのものによる特別會計の獨立採算制が、はたしてこの郵便事業の精神に副うかどうか、非常に疑問がもたれるのではないかと、さういふ考へられるのであります。たとえば國の文化の向上の面に非常に重

大なる役割をもつところの郵便事業が、今日出版あるいは新聞紙等に對する料金が相當程度引上げられておつて、はたして現在の最も要望されるところの文化の普及を促進することができるといふことは、非常に考へなければならぬ點ではないと思へておられます。この獨立採算制——特別會計を各營業別に獨立して行うというやうな考へ方があるかどうか。さらにはこの事業の採算制をあぐまて堅持する建前で進まれるかどうか。この點についてお伺ひいたします。

○権熊政府委員 この獨立採算制といふやうな問題は時の政府の財政方針なのであります。郵便事業自体の本質を束縛するものではないと思へます。現にこの政府が獨立採算制を主張しておられます。われ／＼郵便料金をなるべく低廉にやりたいといふところから、今度提出します追加採算制においても、一般會計の繰入れ等も多分にあるのであります。一應今の政府の考へ方としては、なるべくさういふものは原則的に獨立採算制でいきたいといふやうな考へ方なのであります。けれども、それも現實の社會情勢、財政状態等を勘案して、現に獨立採算制を主張するこの政府ですら一般會計から繰入れるという状況なのであります。われ／＼は今お説のやうに、一切の仕事は分劃的に全部獨立採算制でやつていくという建前をたつておるのではないかと考へます。もう一つ付け加えて新聞その他雜誌等の發送料のことでござい

ますが、これらも一般の今日の安んずる考へておられます物價體系から見ますと、すつと低廉なものになつておるとは私ども考へております。

○林(百)委員 郵便法の第二條と、それから逓信大臣と全逓從業員組合との經營協議會規約との關係なんですか、郵便法の第二條によりまして、「逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。」とありまして、この第二條に「法律に觸れない範圍において、郵便局を設置し、又は廢止し、郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。」というようになっております。これを經營協議會の第二條を見ますと、業務の運営並びに企畫に關すること、第二條の第一項第三號の中には労働條件に關することというふうなことがある。これは必ず逓信大臣が全逓從業員組合との經營協議會にかけて決定するというふうになつておるのであります。そこで本郵便法と經營協議會との關係にあるかといふことの答辯を伺います。

○権原政府委員 第二條の第二項にありますが、逓信大臣が決定し得る範圍と規定しておるので、労働協約の方では逓信大臣がそれをきめる場合には組合との間に協約を成立せしめてやるということになるのであります。結局において、逓信大臣の命によりそれが發動するものでありますけれども、その發動するにあつては労働協約に東縛されることは當然だと思ひます。

○千賀委員 郵便料が安いということ、従前のわれわれの觀念でさうであつたのであります。また事實をどういふ結果でもあつたのであります。最近の郵便料は相當に高くなつております。今日表をいただいたのを見ても相當高くなつておる。しかしこれは本の標準から言へば、まだ相當安いと

いう政府の見解であります。國民の間ではインフレに惠まれておる人々、これははなはだ安いといふ人もありましようし、未亡人あるいは恩給者といふようなもので、ほとんど収入が増してないのに、物が高いといふことばかりをかこちながら生活しておる人は、依然としてインフレに慣れておらないので、非常には困るだらうと思ひます。その一つの事例をいたしまして、私の郷里では飛脚屋といふものが相當に起つておりました。岡崎と名古屋とはわずか十里ばかりですが、小包で頼むよりも飛脚に頼んだ方が確實であつて早く行くといふことで、相當に小荷物の運搬は飛脚屋がやつておるのであります。従前はがきが三錢のところはもちろん飛脚屋に頼んでもできないし、考へもそこいかになかつたのでありましようが、今日のようにはがきが五十錢といふことになつてくると、相當に金額も集約的に扱へばのしきまつて、封書ならば一圓二十錢、それより安くやつても飛脚屋たちの營業にはなると思ひます。そこで政府が獨占する精神は、國民が個々にやるよりは、安くつくから獨占的にやるのだという思想からいつておるか、そのほかに、高くなつても、國民の方で安くやるというものがあつても、ほかに何か思想の根源があつても、この郵便法で將來必ず獨占でいこうとするのか、その思想のよつてきたるところはどうか、どういふものがあるのか、それを伺ひたいと思ひます。現に今回も争議があつて、國民は非常に困つておるから、飛脚屋の禁止することはもちろんでありまして、名古屋、岡崎間、あるいは名古屋、東京間というふうな飛

脚も相當起つておるし、郵便のごときも、また争議のために、はがき、封書も動かぬことになつてくれば、ますますこの飛脚屋は起つてくると思ひます。そこでさういふ場合の飛脚屋の仕事でも、政府の官業に規定されているから、やらさぬといふのであります。それから、争議といふものは、使用人という立場の政府に對して行われているのでなくて、國民に對して争議が行われるのだといふことになるはずであります。争議中のごとき、國民がどうしても困るといふ場合に、各種の形において飛脚屋であると、あるいは郵便屋といふものが起つてきても、これは大目に見ていくべきものであるか。徹底的にやはり取締るべきものであるか、どう考へになりましようか。會社の場合におきましては、もちろん争議中は新しく考へようことはさせぬといふこともありましよう。これは一つの資本家と労働者との争議でありますから、さういふことも結構であります。労働基準法などもさういふわけで私どもは承認をしていりわけであります。國民全體を相手にして争議をするのかどうかといふようなこの郵便物のごとき立場になつてくると、相當に考へさせられるのであります。この點どういふ御見解でありますしやうか、伺ひます。

○権原政府委員 たいま千賀委員は、飛脚制度が實際に行われていりうことではあります。これはたいまんなことと、郵便法上違法でございませぬので、斷固として取締らなければならぬ。それが官業でやつていりうことではあります。それが安かろうか、それは許

されないのであります。しかも安いといふことばかりで國營にしているのではなくして、通信といふことは非常に國民生活の上に重大なる影響を及ぼすものであります。秘密の嚴守であるとか、あるいはこれを輸送する間の責任であるとかいふものは、個人の營業等に任せておいてはできない。公共の福祉をほんとうに確保するためには、やはり國家が責任をもつていくといふことが最もよい。名古屋、岡崎間のごとき距離においては、さういふ現象があつたといひました。さういふ現象があらば北海道から九州までの飛脚をやつていけるかといふと、今日の状況ではさういふことはとうてい想像もできない。國がやることによつて、全國が統一されて完全に通信事業が保たれるものであると確信しております。また争議によつて郵便物が停頓した場合に、民間で勝手にさういふことをやり出すといふことを許すものか、許さぬものか、さういふお尋ねであれば、さういふ場合であつても、郵便法の規定するところは、斷じて營業としてこの事業をやることは許されないのであります。

○櫻川委員 もう一つ補足説明をお願いしたいと思ひますのは、第二條の第二號の規定であります。前段の「法律に觸れない範圍において、郵便局を設置し、又は廢止し」といふ條項であります。この場合の法律に觸れない範圍といふのは、どういふ意味であるのか、どういふ點を伺ひたいと思ひます。さらに郵便局を設置した後は廢止するといふことは、これはいわけ一つの官制の更改であると思ひます。従つて豫算の面にも影響いたし

ますし、また官制そのものの更改にさかこの前の説明でもといふわけにいかないと思ひますが、もう少し「法律に觸れない範圍において」といふ意味を御説明願ひたいと思ひます。

○小笠原政府委員 「法律に觸れない範圍において」と書きましたのは、これはいわば逓信大臣がその職責として管理いたしますからには、もちろん當然に合法的でなければいけないことは當然でございまして、従つて法律に抵觸しない範圍でいふことは、實はかりにさういふ規定がなくとも、同様に考へなければならぬわけであらうと思ひます。現在は郵便局の設置または廢止については、直接これを計畫面から制限するよるな規定は、もちろんございませぬ。しかしながら、もちろん郵便局の設置については、豫算提示というよるな點から見れば、財政法なりさういふものが關係してくるわけであらうと思ひます。どの程度の郵便局を設置するか、いつた問題については、豫算の面におきまして國會議の審議を経た上で實施されるわけであらうと思ひます。豫算との關係は支障はない。かように考へてお

○櫻川委員 もちろん豫算の面を見てからつくるといふふうなことだから、支障ないのではありません。これは豫算として逓信大臣に與えられるものでありますから、逓信大臣がつくつてから、豫算の郵便局をつくつてやるといふこともできるわけであらうと思ひます。さういふことは非常に困る問題を惹起するおそれがあると思ひます。従ひまして郵便局の設置廢止といふことが官制上の問題とい

うと思ひます。

うと思ひます。

うと思ひます。

うと思ひます。

ふりに解釋されると思ふのであります  
が、そういうふうであるならば、これ  
を法律によらずして規定するといふこ  
とは非常にまずいではないかと、いふ  
うに考へるわけでありませう。

○権能政府委員 その設置廢止には、  
官制等に直接觸れてくる場合は、法律  
に觸れてくることなから、それから、  
いふときはやれない。そういう法律に  
觸れない範圍でやるといふのは、たと  
えば陸上競技大會があつて、急にそこ  
に郵便局をつくる。そういうことは何  
も官制に關係しませんし、それを一々  
議會に法律を出してやることは間に合  
いませんし、そういうようなことを意  
味してやるので、かりそめにもそれが  
官制に影響したり、豫算の範圍を超え  
るようなことがあつたり、架空の郵便  
局を設置したりするといふことがあれ  
ば、それは通信大臣として職責を全う  
せざるものであつて、許すべからざる  
ことである。そんなことはできません  
。それ自身が國法違反である。そう  
いふふりに法律に觸れる範圍では斷じ  
てできません。觸れない範圍といふも  
のがある。それを指しておきます。

○權川委員 今の次官の方の説明によ  
りますと、常置的な郵便局といふもの  
は大體法律に觸れるからやらない。臨  
時郵便局ならば觸れないからいい。そ  
ういふ御解釋であるならば、私は了承  
するのでありますけれども、先ほどの  
小笠原政府委員の御説明によります  
と、法律に觸れない範圍といふのは、  
そういう意味にとれなかつたから私は  
發言したのであります。法律に觸れ  
ない範圍における郵便局の設置廢止と  
いふ問題は、臨時的な措置としていふ  
意味に解してよいのでありますか。

○權能政府委員 郵便局を設置するか  
どうかといふことは、建設費などで豫  
算をとつておる。その範圍でどこに郵  
便局をつくるか、いふことは、こ  
の法律に觸れない範圍であつて、通信  
大臣がきめてよろしいといふことなの  
であります。ですから常置的であつて  
も臨時的であつても、法律には觸れな  
い範圍でできる。こういうのでありま  
す。

○權川委員 それくらいで私の質問は、  
保留しておきます。

○大石(ヨ)委員 第五條に「何人も、  
郵便の業務を業とし」といふことが  
ありますが、私たち關西の方ではこの  
ごろ郵便局に託して手紙をやりませ  
う。進駐軍の方には軍港地でございます  
から、私たちの検閲があるのです。そ  
うすると郵便物は約一箇月くらいかか  
ることがある。また早いときは一週間  
くらいで來るときもありますが、とに  
かく非常に遅延するわけなんです。そ  
れで關西の方では飛脚と言わずに、定  
便と言つておられますが、その定便が各  
地に二、三軒もしくは五、六軒業とし  
ておつて、一回の郵便物を預かつてい  
くのは、多い人は三十圓も五十圓もと  
ります。その人は朝行つて晩にすぐそ  
の返事をもらつてくる。そうすると京  
都ですと、郵便を出す五、六日も一  
週間、検閲のために遅れる。それを定  
便屋さんに頼むとその手紙が早く着  
く。これは一體どうなるのでございませ  
う。國が獨占しておる營業を定便屋はやつ  
ておるわけですか。もう一つ、小包を郵  
便局に託すると、殊に食物なんかは、  
失禮ですが、なくなつてしまつたわけ  
です。定便屋さんに託したならば、小  
包は著するといふわけですか。すると國

が獨占する營業を、關西においては定  
便屋がやつておる。これをいかになさ  
るのでございませう。それを私はお聞きした  
いと思ひます。

○權能政府委員 郵便物の最近の遅滞  
の状況についてはまことに申譯ない  
と思つておられます。これらの問題は、先  
般來の争議の關係とか、あるいは検閲  
の問題等についてもこの席上で論議さ  
れましたから、重ねてここで申し上げ  
ることは避けたいと思ひますが、小包  
はほとんど食物であると全部なくなる  
といふことは、それは稀にはさういふ  
ことがあるかと思ひますか、ごく小部  
分だと私は思ふのでありまして、そう  
いふ點についてもわれわれの監督の不  
十分なる點についてはまづたく國民に  
對して申譯ない。今後は絕對にさうい  
ふことのないように、従業員諸君にも  
お願いし、私どもも嚴に戒めていき  
たいと思つておられます。

○權能政府委員 第九條の秘密の確保の  
條項ですが、これは條文を見ますと、  
「通信官署の取扱中に係る信書の秘密  
は、これを侵してはならない。」とあ  
ります。これがまた第八十條によつて  
一年以下の懲役または二千萬圓以下の罰  
金、また郵便の業務に従事する者は、  
二年以下の懲役または五千萬圓以下の罰  
金といふことになつておられて、こ  
れは相當重要な條文だと思つたのであり  
ます。これは私の一時郵便事務に關係  
した經驗によりまして、ある一定の條  
件のものに對しては手紙を開くことを

許されていたような場合もあつたよう  
です。これは治安の確保のために開封  
などを許していた場合もあつたと思ひ  
ますが、そういう場合は今後絕對にな  
いのか、たとえば第八條の検閲の禁  
止、これは絕對に今後どんな場合でも  
しないのかどうかといふ問題と、それ  
から秘密を侵すといふことは、具體的  
にどういふ場合を言ふのか、この二つ  
をお聞きしたいと思ひます。

○權能政府委員 第一の點は、今後は  
絕對に検閲をしないのです。戦時中な  
どは特別法規が outcome して、戦争の必要  
上からさういふことをやつたのであり  
ますが、今後は憲法の精神に従つて斷  
じてさういふことはやらない。

第二の點については、信書の秘  
密が第三者の手によつて暴露される場  
合、秘密が嚴守されない場合を言ふの  
であります。これはもとより故意でな  
ければならぬと思ひます。偶發的事故  
によつて自然に内容が漏れて出たなど  
といふのは、それは必ずしも秘密の暴  
露とは考へられないかもしれないと思  
ひます。

○多田委員 第三條の通信大臣の職權  
の委任であります。これは職權の委  
任は従來行つてゐる程度の職權の委任  
でありませうか。實は現在各府縣に  
管掌局と申しますが、中央郵便局が郵  
便局を指定して、管掌局として一部の  
調査その他を委任しておるようであり  
ますが、その他は全部通信局長が委任  
されておるといふような状況になつて  
おられて、各府縣の郵便局の連絡、  
あるいは郵便事務の運営の圓滑の面  
に、いろいろ支障を生じておるとい  
ふような聲を聞いておられます。これを各  
府縣の現在管掌局として指定されてお

る局に、その府縣の郵便行政について  
相當程度の權限の委任をなさる方がい  
いのではないかと、いふような聲が相當  
ありますので、この點についてお考へ  
を伺つておきます。

○權能政府委員 今度の改正法案にお  
いては、その點は從來と何ら變つてお  
りませう。従前通りやつていきたいと  
思つておられます。

○多田委員 各府縣の郵便行政を掌つ  
てゐる郵便局その他において、管掌局  
に相當、もつと現在以上の權限を委任  
することがいいという聲が非常に多い  
のであります。現在程度の委任に止  
めて、各府縣の管掌局に現在以上の權  
限を委任するといふことを御考慮願  
ないものかどうか。この點についてお  
聞きいたします。

○權能政府委員 御發言もありますの  
で、さういふ點については今後慎重に  
研究してみたいと思ひます。今のとこ  
ろではさういふ行き方ではありませ  
ん。

○多田委員 第四條の「郵便の業務に  
従事する官吏」に關連がありますが、  
この法律を見ますと、郵便事業は國の  
獨占事業だといふことが明瞭になつて  
おります。特定郵便局の制度について  
は從來は請負制度といふか、特定郵便  
局長に相當程度の請負を行つておつ  
たのであります。將來特定郵便局  
は、この法律が施行されれば、  
國の管理に移すといふ考へ方でおられ  
るのかどうか。その點についてお伺  
いたします。

○權能政府委員 特定郵便局は現在で  
も國の管理のもとにあるわけでありま  
す。それからこの法律を施行するにあ  
つて、特定郵便局を特別にどう考へ

○權能政府委員 郵便局を設置するか  
どうかといふことは、建設費などで豫  
算をとつておる。その範圍でどこに郵  
便局をつくるか、いふことは、こ  
の法律に觸れない範圍であつて、通信  
大臣がきめてよろしいといふことなの  
であります。ですから常置的であつて  
も臨時的であつても、法律には觸れな  
い範圍でできる。こういうのでありま  
す。

○權川委員 それくらいで私の質問は、  
保留しておきます。

○大石(ヨ)委員 第五條に「何人も、  
郵便の業務を業とし」といふことが  
ありますが、私たち關西の方ではこの  
ごろ郵便局に託して手紙をやりませ  
う。進駐軍の方には軍港地でございます  
から、私たちの検閲があるのです。そ  
うすると郵便物は約一箇月くらいかか  
ることがある。また早いときは一週間  
くらいで來るときもありますが、とに  
かく非常に遅延するわけなんです。そ  
れで關西の方では飛脚と言わずに、定  
便と言つておられますが、その定便が各  
地に二、三軒もしくは五、六軒業とし  
ておつて、一回の郵便物を預かつてい  
くのは、多い人は三十圓も五十圓もと  
ります。その人は朝行つて晩にすぐそ  
の返事をもらつてくる。そうすると京  
都ですと、郵便を出す五、六日も一  
週間、検閲のために遅れる。それを定  
便屋さんに頼むとその手紙が早く着  
く。これは一體どうなるのでございませ  
う。國が獨占しておる營業を定便屋はやつ  
ておるわけですか。もう一つ、小包を郵  
便局に託すると、殊に食物なんかは、  
失禮ですが、なくなつてしまつたわけ  
です。定便屋さんに託したならば、小  
包は著するといふわけですか。すると國

が獨占する營業を、關西においては定  
便屋がやつておる。これをいかになさ  
るのでございませう。それを私はお聞きした  
いと思ひます。

○權能政府委員 郵便物の最近の遅滞  
の状況についてはまことに申譯ない  
と思つておられます。これらの問題は、先  
般來の争議の關係とか、あるいは検閲  
の問題等についてもこの席上で論議さ  
れましたから、重ねてここで申し上げ  
ることは避けたいと思ひますが、小包  
はほとんど食物であると全部なくなる  
といふことは、それは稀にはさういふ  
ことがあるかと思ひますか、ごく小部  
分だと私は思ふのでありまして、そう  
いふ點についてもわれわれの監督の不  
十分なる點についてはまづたく國民に  
對して申譯ない。今後は絕對にさうい  
ふことのないように、従業員諸君にも  
お願いし、私どもも嚴に戒めていき  
たいと思つておられます。

るかといふことですが、われわれはこ  
の法律が施行されても特定郵便局は存  
置しておきたいと考へております。

○大石(三)委員 権能次官にお聴きし  
たいのですが、關西では定便屋を業と  
している者が何萬軒あるかわからな  
い。この定便を一つのビジネスとして  
いる人をただちに中止させるお考えで  
すか。これをお聴きしたいと思いま  
す。

○権能政府委員 先ほども申し上げた  
ごとく、そういうものが實在している  
とは知らなかつたのであります。さ  
つそく調査して審慮したいと思いま  
す。

○多田委員 もう一つお伺いしたいの  
ですが、便利屋あるいは國家の事業以  
外に信書の送達をやつている者につ  
て今いろいろ意見が出たわけでありま  
すけれども、最近銀行あるいは會社  
等においても非常に信書の送達をやつ  
ております。これが現在の郵便の配達  
状況からいへば、多くなつてい  
く傾向にあると考へられます。先ほど  
の政府委員の御説明を聴きますと、銀  
行、會社等がその業務について信書を  
送達する場合にはこの法律には該當し  
ないといふことでしたが、この點につ  
いては一度御答辯を願います。

○権能政府委員 同一の會社内の業務  
で本店と支店との連絡をメッセセン  
ジャー・ボーイがやることはこの規定外  
でありまして何ら差支えないと思いま  
す。今日の郵便の状態ではまず、こ  
れが殖えるだらうといふ御意見はま  
ことに恐縮でありまして、大事な通信事  
業を擔當している私どもとしては深  
き責任を感じております。實は監督に  
おいても、指導においてもよろしきを

得、また今日の社會情勢が安定して、  
從業員諸君の生活がまつたく樂にな  
り、この組合運動についても從業員諸  
君がほんとうに大切な事業だといふこ  
とに自覺をもつてくれるように私は希  
望しているのであります。何を申せ職  
争後の社會状態が、ひとり通信事業は  
かりでなく、まことに混亂状態にあ  
り、殊に急激に發展しております。勞働  
運動においては、國の實際とそぐわな  
いように思われる状況のまま見受けら  
れるのでございまして、國家のため  
まことに遺憾千萬であります。私ども  
はつとめてこれらの原因を除去して、  
まことに從業員の生活の確保をはか  
り、そしてこれらがほんとうに正當な氣  
持をもつて大事な仕事に、携わるとい  
ふ自覺を促して、一日も早く今日のよ  
うな状態から脱却したいと、實は念願  
しておる次第でございまして、今日の  
状況を指摘されましてはまことに恐縮  
にたえない次第でございまして。

○千賀委員 先ほど林君から信書の秘  
密を侵すとは、どういふことだとい  
うお尋ねがあつたのですか、どういふこ  
もそうだと思つたのです。今年の選挙で  
私が發送しました文書は、ある村のだ  
けが大部分本人不在とか、死亡とか、  
居所不明とか、妙な附箋がついて歸つ  
てきた。これはいづれその取扱者があ  
る目的でやつたのだらう。選挙が済ん  
だら必ず告發してねじり上げてやろう  
と思つていたので、おかげで當選し  
て萬歳々々でやつているうちに、證據  
書類がなくなつてしまつて告發が實際  
できなかつた。こういう場合、もちろ  
局長とかその上のだけ、がそういう  
謀議に携つたはずは常識から見ても  
ないと思つたのです。その直接の取扱者

がやつたいたずらか何かしりませんが、  
こういう場合の責任は將來は當人だけ  
がもつのか、監督の位置にある人もこ  
こに明示されておる處分法によつて連  
累されて来るのであります。その點  
はいかがでございましょう。

○権能政府委員 信書の秘密暴露等に  
對しては、舊來は報告罪でございまし  
たが、今度はそうでなく、第三者から  
も告發することができ、責任の所  
在は個々の事柄について具體的に検討  
しなければわからないのであります。

○林(百)委員 先ほどから各委員から  
郵便事業の獨占といふことに關して  
いろいろ質問があつたのですが、この郵  
便法で言う郵便とはどういふことかと  
いう定義が實はここにならぬように思  
ひ。農地調整法にしても、あるいは獨  
占禁止法にしても、最近の立法には、た  
とえば農地とはかく、とか、事業の  
獨占とはかく、とかいふ定義があ  
る。郵便法についても、本法に言う郵  
便とは、これ、こゝろ、こゝろを言  
うといふような定義をされたらどうか  
思ひますが、この點をお聴きした  
らう。郵便局では電報や電信も電話も扱  
つていますが、電信などは郵便の中  
に入らないかどうかといふようなこと  
も素人だともよつと考へる。そのほか  
將來郵便法の獨占の取締りの場合に、  
こゝろ、こゝろの郵便法に違反するの  
だ、違反しないのだという問題の處理  
のためにも、郵便の定義を郵便法の第  
一條か、第二條にうたわれたらどうか  
と思ひが、政府のお考えを承りたい。

○権能政府委員 今通信でやつてい  
る常識的に言う郵便といふものは、な  
かなか廣範圍だらうと思ひますが、電  
氣通信と信書、小包などはまつたく別  
な業態にあると思ひます。また保險と  
か貯金とかはまつたく別な業態にある  
のですが、一般には郵便局で何でもや  
ることになつておるものだから、す  
べて郵便局の取扱事務範圍のことだと  
考へておるようでございまして。これは  
一面規範がないから不便なようである  
が、郵便局に行けば何でもできるとい  
う好都合の點もある。非常にお大衆  
と郵便局が密着しておることは御承知  
の通りであります。ただわれわれは、  
今通信省の事業形態の機構を大改革し  
なければならぬと考へておるので、そ  
ういふことが明確にできなければ通信  
省で取扱う郵便といふものにも明確な  
範圍ができるだらうと思ひますが、  
現在はそのいふことを明確に規定して  
おく必要はないのではないだろうか  
といふ考へ方で、こゝろ、こゝろをつ  
ております。

○林(百)委員 権能次官の言われるの  
もわかるのですが、第五條の事業の獨  
占に違反した場合には、罰則がある。  
七十六條第五條の規定に違反した場  
合には三年以下の懲役または一萬圓以  
下の罰金に處するといふことになつて  
おるのであります。條文で見ますと  
「何人も、郵便の業務を業とし、又、  
國の行つ郵便の業務に従事する場合を  
除いて、郵便の業務に従事してはなら  
ない。」とあるように、郵便々々とい  
う言葉がたゞさん出でるにもかかわ  
らず、郵便といふことがどういふこと  
かわからないでは、どうも取締る方  
も、取締られる方も不安極まるものだ  
と思ひます。できるならば、本法で  
いふ郵便とはこゝろ、こゝろといふ定  
義を下される方が親切だと思ひます  
が、ひとつ再考願ひたいと思ひます。

○小笠原政府委員 その點につきまし  
ては、先ほども御質問があつたのでご  
ざいまして、私どもが考へておる郵便  
の定義は、信書の送達及び信書の送達  
を取扱う機關による信書以外の物の送  
達、並びにこれに附帶する業務とい  
うものを總括して郵便と、かように考へ  
ております。それは結局郵便法全體に  
よつて範圍が明らかになつてくるわけ  
なのであります。そういうような條  
文で明示するといふことも一つの方法  
であると思ひます。現行郵便法にもそ  
ういふ定義は載せてないので、むしろ  
郵便といふ言葉で、世間一般の常識と  
して大體の概念はできておるのであり  
ます。さらにそれを明確につかむため  
には、この郵便法全體を考へることに  
よりました。その範圍がはつきりして  
くる、かように考へておるわけであり  
ます。それでこゝろ、こゝろの定義的な  
ものは、むしろ一般の學說と言ひます  
か、研究と言ひますか、そういう方に  
まつよりにして、むしろ郵便法では實  
際の仕事そのものを把握していくとい  
うので十分ではないか、かように考へ  
て、特に定義を掲げることはいたさな  
かつたのでございまして。

○林(百)委員 私の方も研究してお  
つてもありますが、ただこれが非常に重  
い罰則の規定に關係しますし、素人だと  
郵便法全體を讀むわけにいかないと思  
ひますから、できるなら將來何か定義  
を定めるような方法を、もし考慮の餘  
地があるなら考慮を願ひたいと思ひま  
す。私の方もまた研究してみます。

○千賀委員 飛脚屋なり定便屋です  
が、私はこれは郵便ではないと考へて  
おります。現在の程度では、非常に  
これが廣範圍に取扱われておりますが、

ボストでも自分の家の前に掲げて、皆がその人特有の切手かまた現金を添えてボストに入れて、それを取扱うという事になれば、郵便かも知れませんが、現在飛脚屋を使いますのは、小包よりも確かであつて、殊に大多数の場合には、その依頼主の意圖を人間として受けていつて、物を届けると同時に、ある程度の商談を果してくれるとか、その他の依頼事項もここに果してくれらるゝという事で、それが主として民衆に魅力を投げかけているのでありますから、飛脚屋あるいは定便屋をただちに郵便の類似行爲なりとしてこれに彈壓を加へることは、これははなはだ不都合であると思ひます。最近郵便が窮屈になつた結果から、特にこの飛脚屋といふものが活躍し出しているといふ事實は認めないわけにはいきませんし、總括的にいまして、私等前述した理由のもとに營業として成り立つてゐる。かような觀點から、研究なさることは結構ではありますけれども、ただちにこれを郵便行爲として告發をしていこうといふようなことは、お考えになつた方がいゝのだと思ひます。

○権限政府委員 御意見ですから承つておきます。  
○重井委員長代理 他に質疑はございませんか。それでは第一章に對する質疑を大體終りました。第二章郵便物及びその料金について政府側の説明を聴取いたします。  
○小笠原政府委員 第十四條は郵便禁制品を規定したのでございます。  
郵便禁制品は、すなわち郵便物として差出すことができないものの意味でありまして、それを差出す場合は、あ

との方の條文によつて刑事上の責任を負わなければならないことになつてゐるのでございます。郵便禁制品として掲げてありますもの第一、第二、第三、これは危険性のあるもの、あるいは郵便従業員、あるいはさらに郵便物を通じて他の一設の社會にも危険を及ぼすという場合もあるわけでございます。つまり爆薬性、發火性のものがあるとか、あるいは毒藥、劇藥であるとか、あるいは微菌のごときもの、そういうようなものの差出しを原則として禁止いたしましたのでございますが、これは現行におきまして、郵便法上は現行法の二十三條に、郵便禁制品の種類は命令の定めるところによるという事で、命令に委任してあるわけでございます。その命令に委任してある事項で今後存続する必要があるものをこの法律にあげたわけでございます。第四號は、この法令に基いて移動または頒布を禁止された物、これは一般の法令によつて移動頒布を禁止されている物は、郵便においてもまたもとよりこれを禁止すべきものと考えて、これを郵便禁制品にすることにいたしましたのでございます。  
それから第十五條は、郵便禁制品と

いふような刑事上の責任までは負わせないけれども、しかしながら差出しを禁止する必要がある程度の物がございまして、これを逓信大臣は省令によつて指定し得ることにいたしましたのでございます。すなわち郵便の業務に従事する者または他の郵便物に對する傷害または損害を避けるため必要があると認めるときは、郵便物として差出すことを禁止することができることにいたしましたのであります。たとえて申し上げます

れば、みそであるとか、しょうゆであるとか、そういったようなほかの郵便物に損害を與えるような危険がある物、あるいはナイフのような、郵便従業員に場合によつては怪我をさせるおそれがあるような物、そういう物も必要ならばそれに應じて省令で禁止し得るようになつたのでございます。  
それから十六條は、郵便物の種類をまず通常郵便物と小包郵便物とに大別いたしますが、通常郵便物を第一種から第五種までに分けることにいたしましたのでございます。これは現行のわけ方に大體一致してゐるのでございます。  
十七條は、郵便物として取扱うものの容積と重量の制限を規定いたしました。これもおおむね現行に同じでございますが、ただ若干現行と違つておりますところは、重量におきまして通常郵便物の第一種の重量を四キログラムに制限いたしましたこと、それから容積におきまして長さを四十五センチメートルでありまして、四十五センチに伸ばしたことでございます。そのほかは大體現行の通りであります。小包郵便物も原則は四キログラムもつて重量最高限にございまして、それと、逓信大臣は、取扱上支障がないと認めるときは、必要な取扱條件を定め、容積において前項の長さ、幅及び厚さの各二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物を取扱ふことができる。私どもはこれを特別小包と申しておりますが、普通の大きき小包より大きい特別小包を、逓信大臣は扱ひ得ることに規定いたしましたのでございます。  
十八條の郵便物の「包装の仕方及びあて名等の記載方」は、逓信大臣は省

令で定めることができる。省令に委任した規定でございます。大體この委任によりまして、省令に規定いたしますことも、おのおの現狀を踏襲する所存でございますが、將來私どもの考えでございまして、一つの問題は、郵便物のあて名に、配達郵便局の名前を書いていただくことにしたいものであると考へております。名あての受取人の住所の配達を受けもつておる郵便局の名前を、郵便物のあて名に書きこむこと、將來をういよように一般の利用者に書いていただくように勸奨する。お願いすることにしたと、目下研究いたしております。これによりまして郵便物の取扱ひが非常に簡易化されまして、間違つた區分というようなことも、ほとんどなくなると思われま

いうことは、必ずしも適當でないと考えますと同時に、一面現在の通信財政の状況をもらみ合わせて、これら単に公衆の方が一方的に差出すものは、無料を認めないことにいたしましたのでございます。

○林(目)委員 政府側の説明もそれだけにさせていただいて、質問も、きょうは本會議もありませんし、豫算の公聽會もあります。各委員も非常に細密な質問をなされておられたと思います。きょうはこのくらいで打切つていただきたいと思います。

○重井委員長代理 皆様にお語りいたします。第二章のたゞいままでの説明に對する質疑は、後日に關することいたしましたして、本日はこの程度にして散會いたしましたと思ひますが、いかがでございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○重井委員長 それでは本日はこの程度にして散會いたします。

午後三時五十五分散會

昭和二十三年一月四日印刷

昭和二十三年一月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局